

意見書案第 27 号

スパイ防止関連法制の法案策定をやめることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 7 年 12 月 22 日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

スパイ防止関連法制の法案策定をやめることを求める意見書

自民党と日本維新の会による連立政権合意にはスパイ防止関連法制について「令和7年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる」と明記し、第219回臨時国会において、高市首相は、政権合意に基づき早急に検討を進めると答弁している。

我が国ではスパイ活動がしやすい、いわゆるスパイ天国であるとしてそれらの活動を取り締まる法律の必要性が主張され、制定の意義が喧伝されているが、先の石破政権では「政府として、情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締りの徹底等に取り組んでいる。そのため、各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家であるとは考えていない」とする答弁書を令和7年8月15日に閣議決定している。

過去に自民党が提出したスパイ防止法案では、外交・防衛に関わる国家秘密を外国に漏らした者に死刑など厳罰を科す内容であった。しかし、何が国家秘密にあたるのか、何をもって情報を漏らしたとみなすのか、政府が恣意的に判断することが可能で、報道・調査や日常会話に至るまで監視対象となりえる現代の治安維持法とも言えるもので、同法案は国民的な反対世論の高まりの中で廃案になった経緯がある。

その後も2013年成立の機密情報の漏えいなどに厳罰を科す特定秘密保護法や、2024年の重要経済安保情報保護法などを成立させてきた。こうしたことは国民監視をさらに強化し、思想までも取り締まり徹底的に言論弾圧しようとする狙いの下、思想・言論の自由を統制することで戦争国家づくりを本格化させる動きと表裏一体であり、戦前、治安維持法、軍機保護法、国防保安法など戦時弾圧法が、国民の目、耳、口をふさぎ、侵略戦争に動員したのと同じ危険な構図ではないかと危惧される。

連立政権合意は、内閣情報調査室を格上げした国家情報局や米国のCIAに倣った対外情報庁の創設を明記し、諸外国と同水準のスパイ防止法を掲げ、死刑など重罰化を求めていた。何がスパイかも分からぬまま死刑を科す法律ができれば、法律の拡大解釈により監視、尾行、情報収集を行う強大な権限を公安警察に与えることにつながり、プライバシーの侵害が当たり前の恐ろしい社会になる可能性がある。

よって、国及び政府においては、憲法が保障する国民主権、民主主義を堅持し、現代の治安維持法ともいべきスパイ防止関連法制の法案策定を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 22 日

大津市議会議長 草野聖地

内閣総理大臣
法務大臣
衆議院議長
参議院議長 あて